



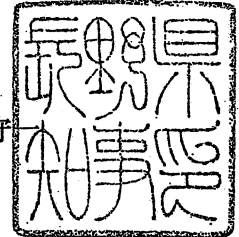
資料 8

25 観企ブ第 22 号

平成 25 年 (2013 年) 9 月 12 日

長野県市長会 会長 菅谷 昭 様

長野県知事 阿部 守



信州首都圏総合活動拠点整備推進会議の設置について (依頼)

日頃、本県の観光行政につきまして、御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、首都圏における「信州」の戦略的かつ総合的な活動拠点を整備するため、標記推進会議を設置することとしました。

つきましては、会議の趣旨に御理解を賜りますとともに、活動拠点の整備に向けて御指導・御助言をいただきたく、貴団体から信州首都圏総合活動拠点整備推進会議の委員を 1 名御推薦いただきたく格別のご配慮をお願いします。

つきましては、御多用中恐縮ですが、下記により御推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、会議の開催につきましては、別途ご連絡申し上げます。

記

- 1 勤務形態 非常勤 (1 回 2 時間程度)
- 2 報 酬 日額 12,800 円
- 3 推薦書類 別添「推薦書」

担 当	長野県観光部観光企画課信州ブランド推進室 熊谷 晃 (室長) 保科宗継 (担当)
直 通 電 話	026-235-7249
ファクシミリ	026-235-7257
電子メール	brand@pref.nagano.lg.jp

信州首都圏総合活動拠点整備推進会議設置要綱

(目的)

- 第1 首都圏における「信州」の戦略的かつ総合的な活動拠点を整備するため、信州首都圏総合活動拠点（以下「活動拠点」という。）整備推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

- 第2 会議は、次の事項について検討するものとする。
- (1) 活動拠点の運営コンセプトの策定に関すること
 - (2) 活動拠点に適したエリア、物件の選定に関すること
 - (3) 活動拠点の展開コンテンツに関すること
 - (4) 活動拠点の成果を上げるための体制づくりに関すること
 - (5) その他活動拠点の整備の推進に必要な事項に関すること

(構成組織)

- 第3 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 会議に座長を置く。座長は、長野県観光部を担当する副知事が当たる。
 - 3 座長は、会議を統括する。

(会議)

- 第4 会議は座長が招集し、座長は会議を主宰する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

- 第5 会議の庶務は、長野県観光部信州ブランド推進室において処理する。

(雑則)

- 第6 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月2日から施行する。